

# 事件のすべて知りたいのに

## 情報開示被害者から不満

### 公判前整理手続き 導入半年

09年5月までにスタートする「裁判員制度」を前提として、刑事裁判をスムーズに進めるため法曹三者が事前に非公判で事件の争点や証拠を整理する「公判前整理手続き」が昨年11月、導入された。道内ではこれまで8件の事件で同手続きが実施されたが、初公判までかやの外に置かれる被害者側から、運用面に疑問の声も上がっている。半年間を経過した同手続きを通じ、交わりゆく刑事裁判の課題を探った。

【真野森作、写真も】

### 「担当検事で対応に違い」

「私たちは事件にかかわる何もかもを知りたい。美紗の人生の終わりのすべてだから」。03年9月に空知管内南幌町で自転車に乗っていた長女的美紗さん(当時14歳)がトラックにはねられ死亡した同町の農業、白倉博幸さん(34)と妻裕美子さん(36)は、痛切な思いを語る。

札幌地検岩見沢支部は05年12月に運転手の男性(46)を業務上過失致死罪で起訴。夫妻は法廷で事故の真相が明らかになるのを期待した。同支部は今年1月、同事件を公判前整理手続きに付した。担当検事は当初、「法律に規定がない」として同手続きの日程を含む情報的一切を夫妻からシャットアウトした。しかし、重ねて要望すると、日程だけが通知された。さら

に、4月に担当検事が代わると一転して、争点などもある程度教えてくれるようになった。現在、手続きは3回行われ、次回は18日。夫妻は「担当検事によって対応が違うのはおかしい。被害者に関する、きちんとした規定が必要ではないか」と訴える。犯罪被害者保護法など被害者重視へ向かう流れの一方で、同手続きは被害者にとりきかき情報を開示すべきかを定める規定がない。

札幌地検の石田一宏次席検事は「検察側、弁護側の双方がざっくりばらんに意見を言い合って争点を整理する場なので、被害者に伝えられる内容は限界がある」と説明する。検察では「ケース・バイ・ケースなので規定はそぐわない」と基準をつくる動きはない。

札幌地裁の都築弘所長は「刑事裁判の当事者ではない被害者は、検察を通じて内容を把握し、また意見を伝えるべきだ」と法の趣旨を語る。その上で「公判前に検察官が伝えた内容が回りまわって裁判員に予断を与えて

はならないので、被害者への配慮と、『公平な裁判』という大原則とのバランスが求められる」と指摘する。

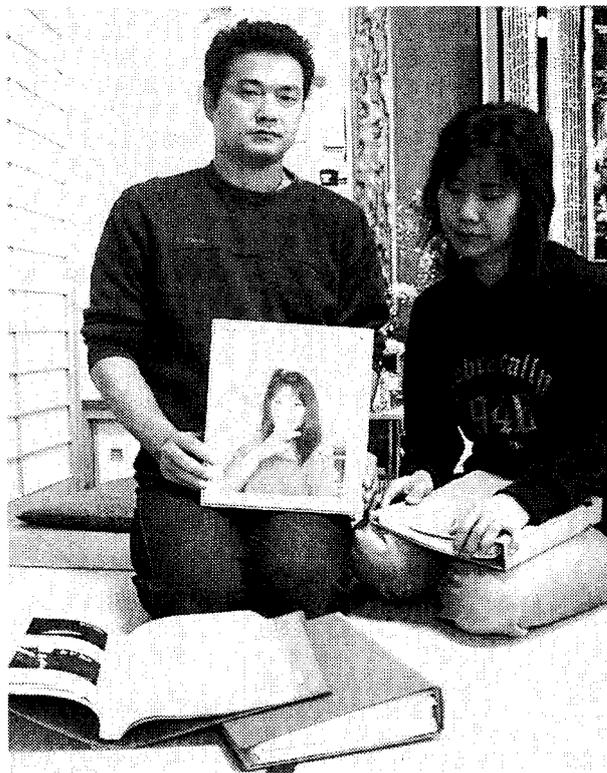
道内で初めて同手続きが適用されたのは、札幌地裁の札幌市手稲区で05年11月に起きた危険運転致死事件だった。初公判で示された争点は別件の

覚せい剤使用の有無。危険運転致死罪については公開の法廷ではほとんど取り上げられず、被害者側に不満を残した。札幌高検の荒木俊次席検事は「遺族のことを考える」と反省すべき点があり、今後の検討課題」と改善の必要性を認める。

白倉さん夫妻にはもう一つ、不安がある。同手続き後の公判は、日程を詰めた「連日的開廷」が予想される。「事件記録を十分検討してから法廷

で意見陳述する機会が奪われてしまうのではないか。裁判員制度が始まると、裁判員の負担を考慮し、審理のスピード化が優先される可能性も否定できない。

これまで、「いかに国民に参加してもらうか」という点ばかりに力が注がれてきた裁判員制度。札幌高検は1日、公安部に「犯罪被害者等支援対策室」を設置し、各地検と連携して被害者対応の改善の検討を始めた。



美紗さんの遺影を抱え「事実を知りたい」と話す白倉さん夫妻。南幌町の自宅で

札幌地裁の都築弘所長は「刑事裁判の当事者ではない被害者は、検察を通じて内容を把握し、また意見を伝えるべきだ」と法の趣旨を語る。その上で「公判前に検察官が伝えた内容が回りまわって裁判員に予断を与えて

はならないので、被害者への配慮と、『公平な裁判』という大原則とのバランスが求められる」と指摘する。

道内で初めて同手続きが適用されたのは、札幌地裁の札幌市手稲区で05年11月に起きた危険運転致死事件だった。初公判で示された争点は別件の

覚せい剤使用の有無。危険運転致死罪については公開の法廷ではほとんど取り上げられず、被害者側に不満を残した。札幌高検の荒木俊次席検事は「遺族のことを考える」と反省すべき点があり、今後の検討課題」と改善の必要性を認める。

白倉さん夫妻にはもう一つ、不安がある。同手続き後の公判は、日程を詰めた「連日的開廷」が予想される。「事件記録を十分検討してから法廷

で意見陳述する機会が奪われてしまうのではないか。裁判員制度が始まると、裁判員の負担を考慮し、審理のスピード化が優先される可能性も否定できない。

これまで、「いかに国民に参加してもらうか」という点ばかりに力が注がれてきた裁判員制度。札幌高検は1日、公安部に「犯罪被害者等支援対策室」を設置し、各地検と連携して被害者対応の改善の検討を始めた。

北海道大の白取祐司教授(刑事訴訟法)は「新しい刑事裁判では、裁判官の裁量が非常に大きい。運用に注視し、批判すべき点は声を上げていかなければいけない」と話している。